

一般社団法人 日本養豚協会一代雑種豚血統証明規程

制定 昭和54. 4. 1

改正 平成26. 4. 1 2019. 10. 1

(一代雑種豚血統証明規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）は、優良でかつ能力の高い種豚の間に生産された一代雑種豚を活用し、より経済性の高い肉用素豚を生産するため、この規程により一代雑種豚の血統証明を行う。

(交配品種)

第2条 一代雑種豚の血統証明は、次の各号に掲げる品種間で交配されたものについて行う。

- (1) ヨークシャー
- (2) バークシャー
- (3) ランドレース
- (4) 大ヨークシャー
- (5) ハンプシャー
- (6) デュロック

(一代雑種豚血統証明の資格)

第3条 一代雑種豚血統証明は、次に該当するもので本会が別に定める一代雑種豚検査基準により本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検査員の検査（以下「検査」という。）を受け、これに合格したものについて本会が行う。

- (1) 本会が別に定める一腹記録規程により、血統が記録簿に登載されているものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 異品種の登録豚の間に生産された子豚
 - イ 登録豚と本会の適当と認め、別表1に定める外国登録団体において血統登録をした異品種の雄豚との間に生産された子豚

(申込み)

第4条 一代雑種豚血統証明を受けようとする豚の所有者又は管理者（以下「申込者」という。）は、検査後30日以内に本会が別に定める一腹記録規程により発行された記録簿兼申込書の第1号様式を本会に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第5条 本会が一代雑種豚の血統証明をしたときは、当該豚の右耳に第1号ひな形の耳標を付け、第2号ひな形の証明書を発行する。

(移動証明)

第6条 一代雑種豚血統証明豚の所有権に移動があったとき又は相続によりこれを取得したときは、譲渡人又は相続人は第2号様式の移動証明申込書に一代雑種豚血統証明書を添え、移動後30日以内に本会に提出し移動証明を受けなければならない。ただし、特別の事由があるときは、所有権の移動があったことを証する書類を添えて、譲受人から申込むことができる。

(書換え・再交付)

第7条 一代雑種豚血統証明書又は耳標を汚損又は滅失し、書換え又は再交付を受けようとする者は、第3号様式の書換え又は再交付申込書に、汚損の場合はその証明書又は耳標を添え、滅失の場合はその事由を具体的に記入して本会に提出しなければならない。

- 2 本会は前項の証明書又は耳標を再交付する場合には再交付の証明書及び耳標には「再」の字を印することとし、再交付により元の証明書及び耳標をその効力を失う。

(取消し)

第8条 本会が一代雑種豚の血統証明に関して虚偽又は不正の行為があると認めるときは、その血統証明を取り消すものとし、その証明書及び耳標を本会に返納させるものとする。

(更正)

第9条 一代雑種豚の血統証明に関して錯誤を発見したときは、その証明を更正する。ただし、更正し得ないものは前条の例により処理する。

(料金)

第10条 証明料及びその他の料金は、次の各号のとおりとする。

- | | | | |
|-----|------------|-------|--|
| (1) | 一代雑種豚血統証明料 | 1頭につき | 1,000円(税込 1,100円) |
| (2) | 移動証明料 | 同 | 1,000円(税込 1,100円)
(一代雑種豚血統証明申込みと同時に繁殖者から申込み場合の初回は、無料) |
| (3) | 証明書書換料 | 同 | 1,000円(税込 1,100円) |
| (4) | 証明書再交付料 | 同 | 4,000円(税込 4,400円) |
| (5) | 耳標再交付料 | 同 | 800円(税込 880円) |
| (6) | 一代雑種豚検査料 | 同 | 1,000円(税込 1,100円)
(申込者と同一組織に所属する審査委員以外に委託した場合) |

(料金の納付)

第11条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

(特別の費用)

第12条 一代雑種豚の血統証明に関して検査等のため第11条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、申込者はその一部又は全部を負担しなければならない。

(事務手続)

第13条 この規程によって行う事務手続は、本会が別に定める登録等事務処理要領により行う。

(電子申請)

第14条 申込者又は委託団体(本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。)が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この規程は昭和54年4月1日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた一代雑種豚血統証明については、この規程によりなされたものとみなす。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた一代雑種豚血統証明については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた一代雑種豚血統証明については、この規程によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。

一代雑種豚検査基準

1. 遺伝的欠陥（鎖肛、膈肛、陰睾、間性、ヘルニア、著しい尿溜りなど）のないもの。
2. 正常な乳頭が、左右にそれぞれ6個以上あるもの。
3. 発育良好で、肢蹄の強いもの。
4. 種豚としての適正を備えたものとし、次に該当するものは失格とする。
 - (1) 耳の著しく小さいもの
 - (2) 著しくあごのゆがんだもの
 - (3) 著しく三枚肩のもの
 - (4) 肩後の著しく凹んだもの
 - (5) 後躯の著しく傾斜したもの
 - (6) 前肢の著しくX型のもの
 - (7) ひづめの著しく不ぞろいのもの
 - (8) 乳頭の配列の著しく悪いもの